

◇ 令和9年度 保育所利用申請について

	4月		5月以降
	一次申請	二次申請	
申請締切日	令和8年10月28日（水）	令和9年2月2日（火）	利用開始前月の5日前後 （横浜市保育所等利用案内p.13 参照）
申請方法	原則、オンライン申請 オンライン申請は締切日の23時59分までの送信分が有効です。 ※オンライン申請を行うことができない方のみ、下記のあて先に郵送してください。		
提出先	<u>締切日＜消印有効＞</u> 〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター宛	<u>締切日＜必着＞</u> 〒226-0013 横浜市緑区寺山町118 緑区こども家庭支援課 保育担当宛	
結果通知	令和9年1月下旬まで （郵送）	令和9年3月4日（木）前後 （郵送）	利用開始前月の16日以降 （郵送、内定者には別途電話連絡）
窓口申請が必要な場合	以下に該当する場合は、必ず窓口で申請をお願いします。 ・<u>個別に支援を必要とするお子さんの場合</u> 申請に先立って、窓口で事前相談を受け付けています。今後の手続きの流れ等をご説明します。 ・<u>横浜市外への転出予定はないが、横浜市外の保育所等の利用を希望する場合</u> 必要書類等を該当市区町村に確認のうえ、該当市区町村が設定する締切日の1週間前までにご提出ください。		

★ 育児休業給付金の延長手続きについては、区役所では一切ご案内できませんので、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。申請書類の写しはお渡しできません。必要な方は、オンライン申請した際に申請データ（控え）をダウンロードしてください。窓口または郵送申請の場合には申請書類を提出する前にご自身で写しを取ってください。

◇ 保育所申請に関する注意事項

- 申請前に原則、希望する施設を見学し、延長保育・土曜保育の利用方法、車の送迎の可否、アレルギーや食事制限がある場合の対応等について確認してください。
- 保留になった場合、利用申請は年度内（令和10年3月入所まで）有効です。
- 転園申請が成立した場合、元の園に戻れません。

●個別に支援を必要とするお子さんについて

障害や重いアレルギー、発育・発達に心配がある、医療的ケアを必要とするお子さんの申請は事前相談が必要です。希望保育施設への見学も必要となります。施設に見学の予約をし、お子さんをお連れの上、ご見学ください。

また、申請書にお子さんの状況をできるだけ詳しくご記入ください。申請いただいた内容についてソーシャルワーカーからご連絡させていただく場合があります。

万が一、事前のご相談や申請書への記入がない場合、決定後であっても保育施設を利用できなくなることがありますので、必ず申請前にご相談ください。

◇ 4月一次申請の注意事項

- 就労証明書など一部の書類が間に合わない場合でも、申請自体は令和8年10月28日（水）（消印有効）までに必ず行ってください。（窓口、郵送で申請する場合、**A**給付認定申請書、**B**利用申請書、**D**マイナンバー記入用紙の提出は必須。）
- 不足書類は令和8年11月20日（金）（消印有効）まで受け付けます。
- 令和8年12月～令和9年3月利用開始で保育所等が内定し、その保育所等を利用する場合、令和9年4月一次の申請は取下げが必要です。
- 4月一次利用調整の結果、内定した保育所等を辞退された場合、原則、4月二次申請はできません。次回申請が可能になるのは、令和9年5月利用開始分からとなります。
- 4月申請に限り、出生前のお子様の利用申請が可能です。その場合、出生後14日以内（令和9年1月27日から2月3日までに出生した場合は令和9年2月10日（水）まで）に「出生後届出書」の提出が必要です。

★希望園の追加、順位変更

11月20日（金）までに、「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出
※郵送の場合は消印有効

★園の取下

区役所に電話連絡の上、12月18日（金）までに、「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出
※郵送の場合は必着

◇ 4月一次できょうだいが別園に決定した場合

一次利用調整できょうだいが別々の保育所等に利用決定となり、きょうだいを同じ園にそろえることを希望される場合は、二次利用調整から転園申請することができます。

申請の際は、改めて申請（「申請書類一式」の提出（保育所等所利用用案内16～19ページ参照）が必要です。

一次利用調整の結果通知から二次利用調整の申請締め切りまで期間が短いため、ご注意ください。

◇ お問い合わせ先

緑区こども家庭支援課 保育担当（1階13番窓口）
電話 045-930-2331 FAX 045-930-2435